

2022年10月の法改正に伴い  
短時間労働者の健康保険の適用が拡大されました。

## 家族が勤めるパート先で保険証が発行された時は健保の扶養削除をお忘れず！

2022年10月の法改正に伴い、パート等で働かれているご家族で、下記の条件にすべて該当される場合は、勤務先の健康保険加入することになります。

勤務先の健康保険に加入された場合、トヨタ車体健保の扶養取消（削除）が必要になりますので、お手続きをお願いします（あわせて保険証をご返却ください）。

### ●パート先等健保への加入条件（2022年10月から）

事業所の規模	労働時間	賃金	勤務期間	適用除外
常時100人超	週の 所定労働時間が 20時間以上	月額賃金が 8.8万円以上	勤務期間が 2ヶ月を超えて 見込まれる	学生ではないこと

### 手続方法



- 申請書（「[健康保険被扶養者異動届\(削除用\)](#)」）を記入の上、裏面に不要になった保険証を貼りつけて下記送付先へお送りください。

（保険証を紛失した場合は、「[資格喪失者の健康保険者証滅失届](#)」を記入の上、あわせてお送りください。）

#### 【送付先】

- ・トヨタ車体・研究所の方…LSCオフィスサポート事業室
- ・上記以外の事業所の方…事業所担当部署(人事または総務)



【お問合せ】トヨタ車体健康保険組合 第2G 担当：水田、相木

TEL：(外線)0566-36-3927 (内線)81-2755 FAX：0566-36-6288

(平日：8:30～12:00、13:00～17:30)